

事例集

液化石油ガスの安全確保等に関する調査
—真に災害に強いLPガスの確立を目指して—

平成 26 年 3 月

総務省近畿管区行政評価局

ま え が き

液化石油ガス（以下「L P ガス」という。）は、全国約 2,400 万世帯（全世帯の約 45%）で消費されるなど家庭用熱源として広く普及しており、災害発生時には、避難所、仮設住宅への迅速な供給や、他の熱源に比較し早期復旧が可能であることから、「災害への強さ」がその特徴として挙げられている。

一方で、比較的、自然災害が少ないとみられている近畿地方であっても、近年、平成 23 年の紀伊半島大水害、24 年の京都府・滋賀県南部局地豪雨、25 年の台風 18 号などによる土石流や浸水等に起因して、L P ガス容器（以下「容器」という。）の流出や漏えい等の事故が発生している。

このたび、当局では、真に災害に強い L P ガスの確立を目指して「液化石油ガスの安全確保等に関する調査」を実施し、経済産業省中部近畿産業保安監督部近畿支部に対して、①自然災害に備えた転落、転倒防止措置等の確実な実施、②近畿地方で導入の遅れている「ガス放出防止型高圧ホース」の普及促進、③災害、盗難防止のための空き家における長期未使用容器の撤去などの保安対策について、引き続き、販売事業者及び保安機関に対する的確な指導、監督を実施するよう要請した。

また、調査対象 4 府県（福井県、滋賀県、大阪府及び和歌山県）が監督（大阪府及び和歌山県においては、府県の条例により委任された市町村による監督を含む。）する販売事業者及び保安機関においても、同様な対応が必要となると思われる状況がみられた。

この調査の一環として実施した消費先（一般家庭、店舗、集会所等）に対する現地調査（調査対象 4 府県から無作為抽出した 400 戸における容器等供給設備の設置状況調査）で把握した、保安対策上、不適切とみられる事例の中から 30 例を整理し、本事例集を作成した。

関係の監督官庁、事業者団体、販売事業者、保安機関等において、「真に災害に強い L P ガスを確立」するための参考にしていただければ幸いである。

総務省近畿管区行政評価局

I 類型別の事例概要

1 容器の転落、転倒等による衝撃を防止するための措置が不適切なもの

(1) 容器の設置場所、置き方が適切でないため、容器が不安定となっているもの

ア 容器スカートが設置台等からはみ出しており、一部が宙に浮いている。

[主な状況と代表事例]

- ① 水路と家屋の基礎に挟まれた狭隘な場所に、設置台等により十分な設置面積を確保することなく容器を設置しており、容器スカートの一部がはみ出し、宙に浮いている（事例1）。
- ② 設置台に使用しているコンクリートブロックの大きさでは設置面積が足りず、容器スカートの一部がはみ出している（事例2）。

表1-(1)-ア 容器スカートの設置台等からはみ出しの状況

| 区 分 | 調査対象戸数 | 大きくはみ出しているもの | | |
|---------------|----------------|----------------|---------------|---------------|
| | | 設置台等の広さが不足 | 置き方に原因 | |
| 全体戸数 (比 率) | 400戸 (100%) | 41戸 (10.3%) | 30戸 (7.5%) | 11戸 (2.8%) |
| 国監督事業者 | 123戸 | 11戸 | 7戸 | 4戸 |
| 地公体監督事業者 | 276戸 | 30戸 | 23戸 | 7戸 |
| 不 明 | 1戸 | 0戸 | 0戸 | 0戸 |

イ 容器が水平に置かれていない（目視により明らかに傾いていると判断できるもの）。

[主な状況と代表事例]

- ① 設置台であるコンクリートブロックについて、左右で高さの異なるものを使用しているために、容器が傾いている（事例3）。
- ② 傾斜のある犬走りに設置台等で調整することなく容器が置かれているため傾斜している（事例4）。
- ③ 設置台に使用しているコンクリート面が凸凹したまま調整されていないなど設置台自体が水平に整備されていないため傾斜している（事例5）。

表1-(1)-イ 容器の水平設置の状況

| 区 分 | 調査対象戸数 | 明らかに水平でないもの |
|---------------|----------------|---------------|
| 全体戸数 (比 率) | 400戸 (100%) | 26戸 (6.5%) |
| 国監督事業者 | 123戸 | 7戸 |
| 地公体監督事業者 | 276戸 | 19戸 |
| 不 明 | 1戸 | 0戸 |

(2) 鉄鎖等による固定措置が不適切なもの

ア 転落、転倒等の防止のための鉄鎖等の設備を設置していない。

[主な状況と代表事例]

- ① 鉄鎖等の設備を整備しておらず、転落、転倒等の防止措置が何ら講じられていない。保安機関がこの不備を指摘していないもの、不備を指摘しているが販売事業者が整備していないものがある(事例6、7)。

表1-(2)-ア 容器の転落、転倒等の防止設備が整備されていない状況

| 区 分 | 調査対象戸数 | 転落、転倒等の防止設備が整備されていないもの |
|--------------|----------------|------------------------|
| 全体戸数 (比率) | 400戸 (100%) | 10戸 (2.5%) |
| 国監督事業者 | 123戸 | 1戸 |
| 地公体監督事業者 | 276戸 | 9戸 |
| 不明 | 1戸 | 0戸 |

イ 鉄鎖を設置しているものの、掛けていない、あそびが著しく大きいなど、適切に使用していないため容器が固定されていない。

[主な状況と代表事例]

- ① 鉄鎖を設置しているものの、容器に全く掛けていない、バルブ付近に置いている(事例8、9)。
 ② 鉄鎖を鎖止め金具から外さなくても容器を抜き出すことができる(縄跳び状態)(事例10、11)。
 ③ 容器と壁とのすき間が大きく、容器の固定が不十分となっている(事例12)。

表1-(2)-イ 転落、転倒等の防止設備を整備しているものの、適切に使用していない状況

| 区 分 | 調査対象戸数 (防止設備のあるもの) | 防止設備を適切に使用していないもの |
|--------------|-----------------------|-------------------|
| 全体戸数 (比率) | 390戸 (100%) | 53戸 (13.6%) |
| 国監督事業者 | 122戸 | 14戸 |
| 地公体監督事業者 | 267戸 | 39戸 |
| 不明 | 1戸 | 0戸 |

ウ 鉄鎖の止め金具が欠落したまま修復していないなど、明らかに鉄鎖の引張強度が保たれていない。

[主な状況と代表事例]

- ① 鉄鎖の止め金具が欠落したまま補修されておらず、鉄鎖は容器上に置いたまま固定されていない。保安機関がこの不備を指摘していない(事例13、14)。

- ② 止め金具の両方が外れやすい状態となっているが、保安機関がこの不備を指摘していない（事例 15）。

表 1-(2)-ウ 鎖止め金具が未設置など鉄鎖の引張強度が保たれていない状況

| 区 分 | 調査対象戸数 (防止設備のあるもの) | 明らかに鉄鎖の引張強度が 保たれていないもの |
|---------------|-----------------------|---------------------------|
| 全体戸数 (比 率) | 3 9 0 戸 (100%) | 1 6 戸 (4.1%) |
| 国監督事業者 | 1 2 2 戸 | 4 戸 |
| 地公体監督事業者 | 2 6 7 戸 | 1 2 戸 |
| 不 明 | 1 戸 | 0 戸 |

エ LP ガス災害対策マニュアルが示す適切な掛け方が理解されていない〔改善が望ましい〕。

[主な状況と代表事例]

- ① LP ガス災害対策マニュアル（経済産業省、高圧ガス保安協会。以下「災害対策マニュアル」という。）では、容器プロテクター付きの 20kg 容器等の適切な鎖掛けの方法として、プロテクター開口部に鎖を通し、容器を壁面に接して 1 本ずつ吊るすように鎖で固定することとされているが、マニュアルに則した固定例は 1 割にとどまる。9 割は開口部を通しておらず、容器プロテクターの外回りなどに鎖を掛けている（事例 1、2）。
- ② 災害対策マニュアルにより、50kg 容器の適切な鎖掛けの位置は容器高さの $3/4$ とされているが（一重掛けの場合）、 $1/2$ 以下の高さに掛けている。

表 1-(2)-エ 災害対策マニュアルが示す掛け方と異なる状況

| 容器容量 区 分 | 区 分 | 調査対象戸数 (防止設備のあるもの) | 開口部を通していない 〔20kg 容器等〕 1/2 以下の高さに掛けている 〔50kg 容器〕 |
|-------------|---------------|-----------------------|--|
| 20kg 等 | 全体戸数 (比 率) | 2 7 0 戸 (100%) | 2 4 3 戸 (90.0%) |
| | 国監督事業者 | 7 8 戸 | 6 8 戸 |
| | 地公体監督事業者 | 1 9 1 戸 | 1 7 5 戸 |
| | 不 明 | 1 戸 | 0 戸 |
| 50kg | 全体戸数 (比 率) | 1 2 2 戸 (100%) | 3 7 戸 (30.3%) |
| | 国監督事業者 | 4 5 戸 | 1 2 戸 |
| | 地公体監督事業者 | 7 7 戸 | 2 5 戸 |

2 容器バルブ等の損傷防止措置が不適切なもの

- (1) 上から落下物のあるおそれのある場所において落下物を遮断できる保護板などの措置がないもの

[主な状況と代表事例]

- ① 雪氷等の落下物のおそれがある場所に落下物を遮断できる保護板などの措置がない（事例 16）。

表 2-(1) 上から物が落ちるおそれのある場所で保護措置がない状況（50kg 容器）

| 区 分 | 調査対象とした 50kg 容器戸数 | 上から物（瓦、雪氷等） が落ちるおそれのある 場所にあるもの | 保護板、容器プロテ クター等の保護措置 を講じていないもの |
|------------------------|----------------------|--------------------------------------|-------------------------------------|
| 全体戸数 (比 率) <比 率> | 1 2 4 戸 (100%) | 2 0 戸 (16.1%) <100%> | 1 0 戸 (8.1%) <50.0%> |
| 国監督事業者 | 4 5 戸 | 4 戸 | 1 戸 |
| 地公体監督事業者 | 7 9 戸 | 1 6 戸 | 9 戸 |

(注) 20kg 容器等は容器プロテクターが付いているため調査対象から除外した。

(2) 鉄鎖を容器バルブ等に掛けており、自然災害の発生時に、転落、転倒等の防止のための鉄鎖がかえってバルブ損傷の原因となりかねないもの

[主な状況と代表事例]

- ① 50kg 容器（容器プロテクター無し）において、鉄鎖をバルブ又はその付近に掛けており、容器が転倒しかけた際に鉄鎖がバルブ損傷の原因になりかねない（首吊り状態）（事例 17）。
- ② 20kg 容器（容器プロテクター付き）において、鉄鎖を複数容器のプロテクター開口部にまとめて通しており、鉄鎖がバルブや高圧ホースの接続部に接触している（事例 18）。
- ③ 欠落した止め金具を改修することなく、鉄鎖を供給管に巻きつけている（事例 19）。

表 2-(2) 鉄鎖がバルブ等に掛けられ、バルブ損傷の原因となりかねない状況

| 区 分 | 調査対象戸数 (防止設備のあるもの) | 鉄鎖が容器バルブ等に に接触しているもの |
|---------------|-----------------------|-------------------------|
| 全体戸数 (比 率) | 3 9 0 戸 (100%) | 1 5 戸 (3.8%) |
| 国監督事業者 | 1 2 2 戸 | 5 戸 |
| 地公体監督事業者 | 2 6 7 戸 | 1 0 戸 |
| 不 明 | 1 戸 | 0 戸 |

3 空き家において長期未使用容器が置かれているものなど

(1) 空き家において長期未使用容器が置かれているもの

[主な状況と代表事例]

- ① 土砂災害警戒区域内の7年以上空き家である消費者宅に、容器2本が、ほとんどガスが満杯の状態で見捨てられている（事例 20）。
- ② 消費者の要請により一時販売中止したものの、その後の容器等の管理が行われておらず、老朽化が著しい容器等の供給設備が放置されている（事例 21、22）。

- ③ 前居住者が退去した後、2年近く空き家（店舗兼住宅）になっている。容器スカートの半分近くが水路上にはみ出して浮いているなど不安定な状態で容器が置かれているが、空き家であるため居住者による管理も不可能となっている（事例23）。
- ④ 容器に記載の容器所有事業者を確認しても、販売事業者が不特定のまま、長期間にわたって容器が放置されている（事例24）。

表3-(1) 空き家において長期末使用の容器が設置されている状況

| 区 分 | 調査対象戸数 | 空き家において容器等が存在 | | |
|--------------|----------------|---------------|--------------|---------------|
| | | うち長期末使用のもの | | |
| | | 1年以上 5年未満 | 5年以上 | |
| 全体戸数 (比率) | 400戸 (100%) | 18戸 (4.5%) | 4戸 (1.0%) | 12戸 (3.0%) |
| 国監督事業者 | 123戸 | 3戸 | 1戸 | 1戸 |
| 地公体監督事業者 | 276戸 | 14戸 | 3戸 | 10戸 |
| 不 明 | 1戸 | 1戸 | 0戸 | 1戸 |

(2) 消費先において充てん期限から長期間経過した容器が置かれているもの〔改善が望ましい〕

[主な状況と代表事例]

- ① 供給中の消費先ではあるが、使用量が少ないことから、充てん期限を相当年数経過した容器が置かれている（事例25）。

表3-(2) 充てん期限が経過した容器が設置されている状況

| 区 分 | 調査対象戸数 | うち、充てん期限を経過（経過年数） | | | |
|--------------|----------------|-------------------|---------------|---------------|---------------|
| | | 1年未満 | 1年以上 5年未満 | 5年以上 | |
| 全体戸数 (比率) | 400戸 (100%) | 80戸 (20.0%) | 39戸 (9.8%) | 29戸 (7.3%) | 12戸 (3.0%) |
| 国監督事業者 | 123戸 | 23戸 | 9戸 | 13戸 | 1戸 |
| 地公体監督事業者 | 276戸 | 56戸 | 30戸 | 16戸 | 10戸 |
| 不 明 | 1戸 | 1戸 | 0戸 | 0戸 | 1戸 |

4 マイコンメーター、圧力調整器等の期限管理が行われていないもの(地公体監督事業者のみ)

- (1) 検定有効期間が法律（計量法）で定められているマイコンメーターや、事業者団体から交換推奨期限が示されている圧力調整器等について、検定有効期間や交換推奨期限を過ぎた後も長期にわたり使用しているもの

[主な状況と代表事例]

- ① 供給設備に係る定期点検記録もなく、マイコンメーターの検定有効期間、調整器の交換推奨

- 期限を10年以上超過して使用しているにもかかわらず、その事実を把握していない(事例26)。
- ② マイコンメーターの検定有効期間が10年以上超過していることを認識しながらも交換していない(事例27)。

表4-(1) 検定有効期間を過ぎたマイコンメーターが使用されている状況

| 区 分 | 調査対象戸数 (閉栓中の19戸、質量販売4戸を除く。) | 期限超過 | 期限不明 |
|---------------|--------------------------------|---------------|--------------|
| 全体戸数 (比 率) | 377戸 (100%) | 27戸 (7.2%) | 2戸 (0.5%) |
| 国監督事業者 | 119戸 | 0戸 | 1戸 |
| 地公体監督事業者 | 258戸 | 27戸 | 1戸 |

表4-(2) 交換推奨期限を過ぎた圧力調整器が使用されている状況

| 区 分 | 調査対象戸数 (閉栓中19戸を除く。) | 期限超過 | 期限不明 |
|---------------|------------------------|----------------|----------------|
| 全体戸数 (比 率) | 381戸 (100%) | 53戸 (13.9%) | 42戸 (11.0%) |
| 国監督事業者 | 120戸 | 2戸 | 4戸 |
| 地公体監督事業者 | 261戸 | 51戸 | 38戸 |

5 上記の問題が避難所や、ハザードエリアにおいてもみられる状況

自然災害に備えたLPガス容器等の保安確保に関して、関係法令では、避難所や、土砂災害警戒区域、洪水時浸水区域などのハザードエリアに限定した特別な対応は求めている。

ただし、経済産業省は、毎年、梅雨期前に関係団体等を通じて事業者に対して、「高潮、河川の氾濫、土砂災害、竜巻等突風等による被害が予想される箇所に設置されている供給設備等の巡視・点検の徹底を図ること」を通達している。

上記の保安対策上の問題は、避難所、ハザードエリアにおいてもみられた。

[主な状況と代表事例]

- ① 災害発生時には炊き出しが実施される公民館(避難所)において、検定有効期間又は交換推奨期限から10年以上過ぎたマイコンメーター及び調整器が設置されている(事例28)。
- ② 地域の半分域が土砂災害警戒区域に指定されている山間の集落で販売事業を独占する事業者が期限管理を行っておらず、検定有効期間を過ぎたマイコンメーター、交換推奨期限を過ぎた調整器等が多数設置されている(事例29)。
- ③ LPガスの使用量が少ない集会所であり、容器交換の頻度が低く、充てん期限から6年以上経過した容器が置かれている(事例30)。

II 事例

| 事例類型 | 事例番号 |
|---|---|
| <p>1 容器の転落、転倒等による衝撃を防止するための措置が不適切なもの</p> <p>(1) 容器の設置場所、置き方が適切でないため、容器が不安定となっているもの</p> <p>(2) 鉄鎖等の固定措置が不適切なもの</p> | <p>1、2、3、4、5</p> <p>6、7、8、9、10、11、12、13、14、15</p> |
| <p>2 容器バルブ等の損傷防止措置が不適切なもの</p> <p>(1) 上から落下物のあるおそれのある場所において落下物を遮断できる保護板などの措置がないもの</p> <p>(2) 鉄鎖を容器バルブ等に掛けており、自然災害の発生時に、転落、転倒等の防止のための鉄鎖がかえってバルブ損傷の原因となりかねないもの</p> | <p>16</p> <p>17、18、19</p> |
| <p>3 空き家において長期未使用容器が置かれているものなど</p> <p>(1) 空き家において長期未使用容器が置かれているもの</p> <p>(2) 消費先において充てん期限から長期間経過した容器が置かれているもの</p> | <p>20、21、22、23、24</p> <p>25</p> |
| <p>4 マイコンメーター、圧力調整器等の期限管理が行われていないもの（地公体監督事業者のみ）</p> <p>(1) 検定有効期間が法律（計量法）で定められているマイコンメーターや、事業者団体から交換推奨期限が示されている圧力調整器等について、検定有効期間や交換推奨期限を過ぎた後も長期にわたり使用しているもの</p> | <p>26、27</p> |
| <p>5 上記の問題が避難所や、ハザードエリアにおいてもみられる状況</p> | <p>28、29、30</p> |


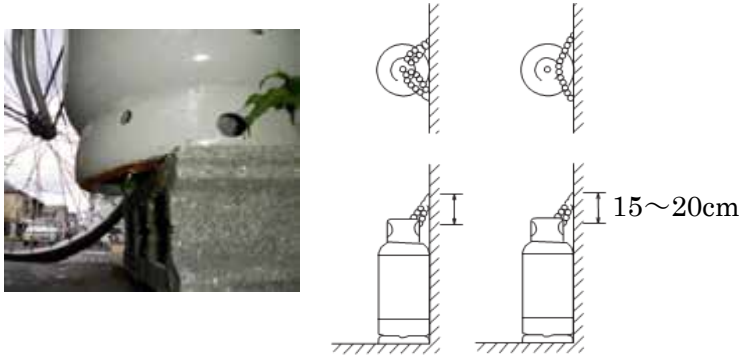
※ 上記の不適切事例のうち、当局において、経済産業省令（液石法施行規則）で定める「技術上の基準」に適合していないおそれがあると判断した事例については、事例表の「保安点検の実施状況」欄にその旨を記載した。

なお、当該事例については、当局からの情報提供により、販売事業者等において改善措置が講じられている（予定を含む。）。

【事例1】

| | | | |
|---|------------|--|--|
| 販売事業者：地公体監督 | | 容器交換・点検事業者：国監督 | |
| 事例の内容 | | | |
| 水路と家屋の基礎に挟まれた狭隘な場所に、設置台等により十分な設置面積を確保することなく容器を設置しており、容器スカートの一部がはみ出し、宙に浮いている。 | | | |
| 【事例の写真】 | | | |
|  | | <p>容器は十分な広さを有する安定した設置台の上に！</p> | |
|  | | <p>固定されていない不整形なコンクリートブロック上に容器が設置されており、容器スカートの一部は宙に浮いている。保安点検においても指摘、連絡はなく、改善に向けた取組がみられない。</p> | |
|  | | <p>設置状況が不安定であることから容器が地震動により移動した場合には、水路に落下のおそれがあり、LPガス災害対策マニュアル（経済産業省、高圧ガス保安協会。以下「災害対策マニュアル」という。）が示す「容器プロテクター開口部を通して壁面に吊るすように固定（右図）」することが望まれるが、販売事業者は災害対策マニュアルが示す鎖掛け方法を承知していない。</p> | |
| 【災害対策マニュアルが示す適切な鎖掛け方法】 | | | |
| 保安点検の実施状況 「技術上の基準」不適合のおそれ | 直近の容器交換時点検 | 実施年月日：平成26年1月13日 | |
| | 指摘なし | ・転落転倒防止措置「良」 | |
| | 直近の供給設備点検 | 実施年月日：平成24年2月4日 | |
| | 指摘なし | ・転落転倒防止措置「良」 | |
| 事例の類型 | | | |
| i 設置場所、置き方に係る問題 | | iv 空き家における長期未使用等に係る問題 | |
| ii 鉄鎖等の設置、掛け方に係る問題 | | v 圧力調整器等の期限管理に係る問題 | |
| iii 容器バルブ等の損傷に係る問題 | | vi 避難所、ハザードエリア等に係る問題 | |

【事例2】

| | | | |
|--|---|---|-------------------------------|
| 販売事業者 | ： 国監督 | 容器交換・点検事業者 | ： 国監督 |
| 事例の内容 | | | |
| <p>設置台に使用しているコンクリートブロックの大きさでは設置面積が足りず、容器スカートの一部が道路側にはみ出しているため、地震動により移動した場合には、容器がブロックから落ちるおそれがある。</p> <p>一方、設置台の設置場所を確保するための私有地幅に制約もある。こうした環境下では、災害対策マニュアルが示す「容器プロテクター開口部を通して壁面に吊るすように固定」することが望まれる。</p> | | | |
| 【事例の写真】 | | | |
| 「災害対策マニュアル」が示す鎖掛け方法の検討を！ | | | |
|  | <p>設置台に使用しているコンクリートブロックの大きさでは設置面積が足りず、容器スカートの一部が公道側にはみ出している。</p> |  | <p>【災害対策マニュアルが示す適切な鎖掛け方法】</p> |
| | <p>隣（手前）に新たに容器増設の準備をしているが、同様の固定方策が予定されており、災害対策マニュアルの浸透はみられない。</p> | | |
| <p>※ 調査対象4府県で確認された20kg等容器を設置の270戸のうち、243戸（90.0%）において、本事例のように災害対策マニュアルが示す「容器プロテクター開口部を通す」鎖掛け方法となっていなかった。</p> | | | |
| 保安点検の実施状況 | 直近の容器交換時点検 | 実施年月日：平成25年8月20日 | |
| | 指摘なし | ・転落転倒防止措置「良」 販売事業者は、容器スカートが接地していないこと自体は、基準上も例示は無く「技術上の基準」に不適合ではないので「良」としている。 | |
| | 直近の供給設備点検 | 実施年月日：平成25年8月20日（他事業者から移管） | |
| | 直近の容器交換時点検に同じ。 | | |
| 事例の類型 | | | |
| i 設置場所、置き方に係る問題 | iv 空き家における長期未使用等に係る問題 | | |
| ii 鉄鎖等の設置、掛け方に係る問題 | v 圧力調整器等の期限管理に係る問題 | | |
| iii 容器バルブ等の損傷に係る問題 | vi 避難所、ハザードエリア等に係る問題 | | |

【事例3】

販売事業者：地公体監督

容器交換・点検事業者：国監督

事例の内容

容器を左右で高さの異なるコンクリートブロックに設置しているため、傾斜している。また、コンクリートブロック（設置台）の一部が破損している。

【事例の写真】



容器が、壁がない左側に傾いている。

容器が傾き不安定！
水平に設置を！



左右で高さの異なるコンクリートブロックを使用している。



設置台の一部が破損している。

| | | |
|-----------|------------|-------------------|
| 保安点検の実施状況 | 直近の容器交換時点検 | 実施年月日：平成25年12月16日 |
| | 指摘なし | ・転落転倒防止措置「良」 |
| | 直近の供給設備点検 | 実施年月日：平成23年1月28日 |
| | 指摘なし | ・転落転倒防止措置「良」 |

事例の類型

| | |
|--------------------|-----------------------|
| i 設置場所、置き方に係る問題 | iv 空き家における長期未使用等に係る問題 |
| ii 鉄鎖等の設置、掛け方に係る問題 | v 圧力調整器等の期限管理に係る問題 |
| iii 容器バルブ等の損傷に係る問題 | vi 避難所、ハザードエリア等に係る問題 |

【事例4】

| | | | |
|--|------------|---|--|
| 販売事業者 : 国監督 | | 容器交換・点検事業者 : 国監督 | |
| 事例の内容 | | | |
| 容器を傾斜のある犬走りに設置しているため、大きく傾斜している。 | | | |
| 【事例の写真】 | | | |
|  | | 傾斜のある犬走りなどは設置台で水平に！ | |
| | |  <p>(改修例: 傾斜のある犬走りを設置台で調整し水平にしている)</p> | |
| 保安点検の実施状況 | 直近の容器交換時点検 | 実施年月日: 平成 25 年 12 月 10 日 | |
| | 指摘なし | ・ 転落転倒防止措置「良」 | |
| | 直近の供給設備点検 | 実施年月日: 平成 23 年 7 月 21 日 | |
| | 指摘なし | ・ 転落転倒防止措置「良」 | |
| 事例の種類 | | | |
| i 設置場所、置き方に係る問題 | | iv 空き家における長期未使用等に係る問題 | |
| ii 鉄鎖等の設置、掛け方に係る問題 | | v 圧力調整器等の期限管理に係る問題 | |
| iii 容器バルブ等の損傷に係る問題 | | vi 避難所、ハザードエリア等に係る問題 | |

【事例5】

| | | | |
|--|------------|-----------------------|--|
| 販売事業者：地公体監督 | | 容器交換・点検事業者：国監督 | |
| 事例の内容 | | | |
| <p>容器を水平な設置台に設置していないため、傾斜している。 しかしながら、「ガス放出防止型高圧ホース」が導入され、容器転倒時などにLPガスの大量放出を防ぐ備えは行われている。</p> | | | |
| <p>【事例の写真】</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px auto; width: fit-content;"> <p>不安定な状態には「ガス放出防止型高圧ホース」が一層必要！</p> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-top: 10px;"> <div style="text-align: center;">  </div> <div style="text-align: center;"> <p>設置台のコンクリート面が凸凹となっていることから、容器が傾斜して置かれているが、保安点検においても指摘、連絡はなく、改善に向けた取組はみられない（台面を研磨すれば水平化は可能）。 鎖掛けの方法も災害対策マニュアルが示す容器プロテクター開口部を通すものともなっていない。</p> </div> <div style="text-align: center;">   </div> </div> <div style="margin-top: 10px;">  <p>しかしながら、容器の揺れ、転倒、流出等を起因とする高圧ホースの折損、切断によるLPガスの大量放出を未然に防ぐ「ガス放出防止型高圧ホース」が設置されている。</p> </div> | | | |
| 保安点検の実施状況 | 直近の容器交換時点検 | 実施年月日：平成25年12月11日 | |
| | 指摘なし | ・転落転倒防止措置 「良」 | |
| | 直近の供給設備点検 | 実施年月日：平成24年10月27日 | |
| | 指摘なし | ・転落転倒防止措置 「良」 | |
| 事例の類型 | | | |
| i 設置場所、置き方に係る問題 | | iv 空き家における長期末使用等に係る問題 | |
| ii 鉄鎖等の設置、掛け方に係る問題 | | v 圧力調整器等の期限管理に係る問題 | |
| iii 容器バルブ等の損傷に係る問題 | | vi 避難所、ハザードエリア等に係る問題 | |

【事例6】

| | | | |
|--|--------------------|---|-------|
| 販売事業者 | ： 国監督 | 容器交換・点検事業者 | ： 国監督 |
| 事例の内容 | | | |
| <p>鉄鎖等の設備を整備しておらず、転落、転倒等の防止措置が何ら講じられていない。保安点検においてもこの不備が指摘されていない。</p> <p>※当局からの情報提供により、販売事業者が転倒防止ベルトを設置し、改善された。</p> | | | |
| 【事例の写真】 | | | |
|  | | <p>鉄鎖等が未設置である。 販売事業者は消費者に十分な説得を！ 保安機関は的確な指摘を！</p> | |
|  | | | |
| <p>鉄鎖等の転落、転倒等の防止設備そのものがない。容器が地震等で揺れた場合には、転落、転倒するおそれがあり、危険な状況であるが、保安点検でも指摘していない。</p> <p>販売事業者は、「消費先が鉄鎖等の設置について理解してくれなかったため、やむを得ず未設置のままにしておいたが、今回の調査を機に、消費先を説得して転倒防止ベルトを設置した。」と説明している。</p> | | | |
| 保安点検の実施状況 「技術上の基準」不適合のおそれ | 直近の容器交換時点検 | 実施年月日：平成 25 年 11 月 25 日 | |
| | 指摘なし ・ 転落転倒防止措置「良」 | | |
| | 直近の供給設備点検 | 実施年月日：平成 24 年 2 月 11 日 | |
| | 指摘なし ・ 転落転倒防止措置「良」 | | |
| 事例の類型 | | | |
| i 設置場所、置き方に係る問題 | | iv 空き家における長期未使用等に係る問題 | |
| ii 鉄鎖等の設置、掛け方に係る問題 | | v 圧力調整器等の期限管理に係る問題 | |
| iii 容器バルブ等の損傷に係る問題 | | vi 避難所、ハザードエリア等に係る問題 | |

【事例7】

| | | | |
|---|-----------------|--|---------|
| 販売事業者 | ： 地公体監督 | 容器交換・点検事業者 | ： 地公体監督 |
| 事例の内容 | | | |
| <p>鉄鎖等の設備を整備しておらず、転落、転倒等の防止措置が何ら講じられていない。保安点検においてこの不備が指摘されているが、販売事業者は整備していない。 ※当局からの情報提供により、販売事業者が鉄鎖を設置し、改善された。</p> | | | |
| <p>【事例の写真】</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; text-align: center; margin: 10px auto; width: fit-content;"> <p>保安点検で指摘された不備は確実に改善を！ (当局調査により今回改善)</p> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center; margin: 10px 0;">  <div style="font-size: 2em; color: blue; margin: 0 20px;">➔</div>  </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-top: 10px;"> (改善前) (改善後) </div> | | | |
| 保安点検の実施状況 | 直近の容器交換時点検 | 実施年月日：平成 25 年 9 月 9 日 | |
| | 「技術上の基準」不適合のおそれ | <p>指摘あり ・転落転倒防止措置「否」</p> <p>指摘されているが改善の取組はない。販売事業者は、この理由として「消費先が元従業員宅であったため任せていた。」と説明している。</p> | |
| | 直近の供給設備点検 | 実施年月日：平成 24 年 6 月 23 日 | |
| | 指摘なし | | |
| 事例の類型 | | | |
| i 設置場所、置き方に係る問題 | | iv 空き家における長期未使用等に係る問題 | |
| ii 鉄鎖等の設置、掛け方に係る問題 | | v 圧力調整器等の期限管理に係る問題 | |
| iii 容器バルブ等の損傷に係る問題 | | vi 避難所、ハザードエリア等に係る問題 | |

【事例8】

| | | | |
|--|--------------------|---|---------|
| 販売事業者 | ： 地公体監督 | 容器交換・点検事業者 | ： 地公体監督 |
| 事例の内容 | | | |
| <p>鉄鎖を転落、転倒等の防止設備として整備しているものの、容器に掛けていない。保安点検においてもこの不備が指摘されていない。 ※当局からの情報提供により、販売事業者が鉄鎖を容器プロテクター開口部に通して容器を固定し、改善された。</p> | | | |
| 【事例の写真】 | | | |
| <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">鎖掛けを確実にし、点検確認を！</div> | | | |
|  | |  | |
| <p>転倒防止用の鎖掛けは施されていない。</p> | | <p>鎖の留め具は容器の上方に設置されていることから、以前は、現在使用中の20kg容器よりも大きな容器が使用されていたとみられる。</p> | |
| 保安点検の実施状況 「技術上の基準」不適合 のおそれ | 直近の容器交換時点検 | 実施年月日：平成26年1月17日 | |
| | 指摘なし ・ 転落転倒防止措置「良」 | | |
| | 直近の供給設備点検 | 実施年月日：平成22年7月5日 | |
| 指摘なし ・ 転落転倒防止措置「良」 | | | |
| 事例の類型 | | | |
| i 設置場所、置き方に係る問題 | | iv 空き家における長期未使用等に係る問題 | |
| ii 鉄鎖等の設置、掛け方に係る問題 | | v 圧力調整器等の期限管理に係る問題 | |
| iii 容器バルブ等の損傷に係る問題 | | vi 避難所、ハザードエリア等に係る問題 | |

【事例9】

| | | | |
|--|--|--|-------|
| 販売事業者 | ： 国監督 | 容器交換・点検事業者 | ： 国監督 |
| 事例の内容 | | | |
| <p>鎖止め金具は、50kg 容器高さの3/4付近の位置に適切に整備しているが、鉄鎖は当該位置に掛けずに容器バルブ付近に置いている。容器交換、保安点検を経てもこの不備が改善されていない。</p> | | | |
| 【事例の写真】 | | | |
| 鎖掛けを確実にし、点検確認を！ | | | |
|  | |  | |
| <p>容器を交換しても改善されず！</p>  | | <p>4本の50kg 容器を2本ごとに鉄鎖で固定できるように設備は整備されているが、右側2本は、鉄鎖を掛けずに容器バルブ付近に置いてあり、容器は固定されていない。</p> <p>後日再確認したところ、右側2本の容器は交換されており、交換時点検も実施されているが、鉄鎖は、引き続き置いたままとなっており、改善されていない。</p> | |
| <p>保安点検の実施状況</p> <p>「技術上の基準」不適合のおそれ</p> | 直近の容器交換時点検 | 実施年月日：平成26年1月9日 | |
| | <p>指摘なし ・転落転倒防止措置「良」</p> <p>鎖掛けの不備について、保安点検員を兼ねる配送員が自ら指摘することは通常考え難い。配送員（兼保安点検員）への指導が欠かせない。</p> | | |
| | 直近の供給設備点検 | 実施年月日：平成21年11月4日 | |
| | 指摘なし | | |
| 事例の類型 | | | |
| i 設置場所、置き方に係る問題 | | iv 空き家における長期未使用等に係る問題 | |
| ii 鉄鎖等の設置、掛け方に係る問題 | | v 圧力調整器等の期限管理に係る問題 | |
| iii 容器バルブ等の損傷に係る問題 | | vi 避難所、ハザードエリア等に係る問題 | |

【事例 10】

| | | | |
|--|------------|--|-----------|
| 販売事業者 | ： 地公体監督 | 容器交換・点検事業者 | ： 国・地公体監督 |
| 事例の内容 | | | |
| <p>鉄鎖を鎖止め金具から外さなくても容器を抜き出すことができる（縄跳び状態）。 過去に河川が氾濫した地域での販売事業者による姿勢の違いがみられた。 昭和 47 年の大水害を経験した販売事業者では、先代の指導により、容器が洪水等で流されることがないように、鉄鎖をあそびなく掛けることが徹底されている。</p> | | | |
| <p>【事例の写真】</p> <p>〈きちんと固定しているC事業者〉</p> | | | |
|  | | <p>鉄鎖の目を数個締めるだけで固定力に差！ 同一地域でも事業者で姿勢に差！</p> | |
| <p>A市のB川は、昭和47年大洪水により氾濫している。周辺でLPガスを販売しているC事業者とD事業者では、自然災害対策への姿勢に違いがみられた。</p> <p>C事業者はいずれの容器についても鉄鎖のあそびがなく容器が固定されている一方、D事業者は鉄鎖を鎖止め金具につけたまま外すことができるほどにあそびがあり、鉄鎖による固定が不十分となっている。</p> | | | |
| <p>〈あそびの大きいD事業者〉</p> | | | |
|  | |  | |
| 保安点検の実施状況 | 直近の容器交換時点検 | 実施年月日：未把握 | |
| | — | | |
| | 直近の供給設備点検 | 実施年月日：未把握 | |
| | — | | |
| 事例の類型 | | | |
| i 設置場所、置き方に係る問題 | | iv 空き家における長期未使用等に係る問題 | |
| ii 鉄鎖等の設置、掛け方に係る問題 | | v 圧力調整器等の期限管理に係る問題 | |
| iii 容器バルブ等の損傷に係る問題 | | vi 避難所、ハザードエリア等に係る問題 | |

【事例11】

| | | | |
|---|--------------------|---|-------|
| 販売事業者 | ： 国監督 | 容器交換・点検事業者 | ： 国監督 |
| 事例の内容 | | | |
| <p>転倒防止対策として鉄鎖を掛けているが、30cm 弱の大きなあそびがある。</p> <p>販売事業者（容器交換・点検事業者も同じ）は、鉄鎖にゆとりがあった方が容器交換時の手間が省けるとして、このような掛け方としていたと説明している。</p> <p>※当局からの情報提供により、転倒防止ベルトを二重掛けの上、1本は容器プロテクター開口部を通す固定方法に改善された。</p> | | | |
| 【事例の写真】 | | 転倒防止用の鉄鎖等はあるあそびなく掛ける！ | |
|  <p style="text-align: center;">(改善前)</p> | | <p>容器交換時の手間を省くために大きなあそび</p>  | |
|  <p style="text-align: center;">(改善後)</p> | | <p>二重掛けの上、1本は容器プロテクター開口部を通す固定方法に改善された。</p> | |
| 保安点検の実施状況 | 直近の容器交換時点検 | 実施年月日：平成 24 年 1 月 24 日 | |
| | 指摘なし ・ 転落転倒防止措置「良」 | | |
| | 直近の供給設備点検 | 実施年月日：平成 25 年 2 月 13 日 | |
| | 指摘なし ・ 転落転倒防止措置「良」 | | |
| 事例の類型 | | | |
| i 設置場所、置き方に係る問題 | | iv 空き家における長期未使用等に係る問題 | |
| ii 鉄鎖等の設置、掛け方に係る問題 | | v 圧力調整器等の期限管理に係る問題 | |
| iii 容器バルブ等の損傷に係る問題 | | vi 避難所、ハザードエリア等に係る問題 | |

【事例 12】

| | | | |
|--|--------------------|---|-------|
| 販売事業者 | ： 国監督 | 容器交換・点検事業者 | ： 国監督 |
| 事例の内容 | | | |
| <p>転倒防止対策として鉄鎖を掛けているが、容器と壁のすき間が 18 cmあるため、容器の固定が不十分となっている。</p> <p>※当局からの情報提供により、家屋の壁と容器とのすき間をなくしてベルトが掛けられ、改善された。</p> | | | |
| 【事例の写真】 | | | |
| <p>家屋の壁と容器とのすき間及び鉄鎖等のあそびは極力少なくすること！</p> | | | |
|  | |  | |
| <p>容器と壁のすき間が 18cm ある (すき間に障害となる物はない)。</p> | | <p>鉄鎖の張力は保たれていても、壁とのすき間が大きいと固定効果は低い。</p> | |
| 保安点検の実施状況 | 直近の容器交換時点検 | 実施年月日：平成 26 年 2 月 12 日 | |
| | 指摘なし ・ 転落転倒防止措置「良」 | | |
| | 直近の供給設備点検 | 実施年月日：平成 26 年 1 月 13 日 | |
| | 指摘なし ・ 転落転倒防止措置「良」 | | |
| 事例の類型 | | | |
| i 設置場所、置き方に係る問題 | | iv 空き家における長期未使用等に係る問題 | |
| ii 鉄鎖等の設置、掛け方に係る問題 | | v 圧力調整器等の期限管理に係る問題 | |
| iii 容器バルブ等の損傷に係る問題 | | vi 避難所、ハザードエリア等に係る問題 | |

【事例 13】

| | | |
|---|--|---|
| 販売事業者 : 国監督 | 容器交換・点検事業者 : 国監督 | |
| 事例の内容 | | |
| <p>鉄鎖の鎖止め金具が欠落したまま補修されておらず、鉄鎖は容器上に置いたまま固定されていない上、設置台が狭いため容器スカートの一部が前方にはみ出している。 転落、転倒防止措置が不適合のおそれがあるが、保安点検においてもこの不備が指摘されていない。</p> | | |
| 【事例の写真】 | | |
| <p>鎖止め金具の欠落は保安点検で確実に指摘を！</p> | | |
|  |  |  |
| <p>左側の鎖止め金具は欠落し地面に放置</p> | <p>鎖の左端は容器バルブ付近に廻して置いてあるのみ</p> | <p>右側の鎖止め金具も固定ネジが1本欠落</p> |
|  |  | <p>設置台に使用しているコンクリートブロックが容器1本につき、1個しか設置されていないため、容器スカートの一部が前方にはみ出している。</p> |
| <p>2回の現地確認の間に容器は交換され、交換時の保安点検も実施されていたが、鎖止め金具の不備の指摘はされておらず、改善されていなかった。 また、この間には販売事業者による検針も実施されている。</p> | | |
| <p>保安点検の実施状況 「技術上の基準」不適合のおそれ</p> | 直近の容器交換時点検 | 実施年月日：平成 25 年 12 月 26 日 |
| | 指摘なし ・ 転落転倒防止措置「良」 | |
| | 直近の供給設備点検 | 実施年月日：平成 22 年 6 月 1 日 |
| | 指摘なし ・ 転落転倒防止措置「良」 | |
| 事例の類型 | | |
| i 設置場所、置き方に係る問題 | iv 空き家における長期末使用等に係る問題 | |
| ii 鉄鎖等の設置、掛け方に係る問題 | v 圧力調整器等の期限管理に係る問題 | |
| iii 容器バルブ等の損傷に係る問題 | vi 避難所、ハザードエリア等に係る問題 | |

【事例 14】

| | | | |
|--|--------------------|---|---------|
| 販売事業者 | ： 地公体監督 | 容器交換・点検事業者 | ： 地公体監督 |
| 事例の内容 | | | |
| <p>転倒防止用の鉄鎖が掛けられているものの、鎖止め金具が1箇所のみであり、鉄鎖の片端は容器プロテクターに廻して置いてあるだけであり、固定されているとは言えない。</p> <p>転落、転倒防止措置が不適合のおそれがあるが、保安点検においてもこの不備が指摘されていない。</p> <p>※当局からの情報提供により、販売事業者が鎖止め金具を設置し、改善された。</p> | | | |
| 【事例の写真】 | | | |
| <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">鉄鎖は引張強度を確保することが必要！</div> | | | |
|  | |  | |
| (改善前) | | (改善後) | |
| <p>向かって左側の鎖止め金具はなく、鉄鎖の左端は、容器プロテクターに廻して置いてあるのみ</p> | | | |
| 保安点検の実施状況 「技術上の基準」不適合 のおそれ | 直近の容器交換時点検 | 実施年月日：平成 25 年 12 月 23 日 | |
| | 指摘なし ・ 転落転倒防止措置「良」 | | |
| | 直近の供給設備点検 | 実施年月日：平成 22 年 12 月 5 日 | |
| | 指摘なし ・ 転落転倒防止措置「良」 | | |
| 事例の類型 | | | |
| i 設置場所、置き方に係る問題 | | iv 空き家における長期未使用等に係る問題 | |
| ii 鉄鎖等の設置、掛け方に係る問題 | | v 圧力調整器等の期限管理に係る問題 | |
| iii 容器バルブ等の損傷に係る問題 | | vi 避難所、ハザードエリア等に係る問題 | |

【事例 15】

販売事業者：地公体監督 容器交換・点検事業者：国監督

事例の内容

容器の前には、開渠水路があり、容器が地震等で揺れた場合には、転倒するおそれがあるにもかかわらず、鎖止め金具の両方が外れやすい状態となっている。

※当局からの情報提供により、設置状況を承知した販売事業者が鎖止め金具を交換し、改善された。
販売事業者からは、「保安機関に、適切に指摘してもらいたかった。」との意見が聞かれた。

【事例の写真】



保安機関は販売事業者へ適切な通知を！
※当局からの情報提供を受けた販売事業者が保安機関に適切な点検を要請！



| | | |
|------------------------------|--------------------|-------------------------|
| 保安点検の実施状況 「技術上の基準」不適合のおそれ | 直近の容器交換時点検 | 実施年月日：平成 25 年 10 月 10 日 |
| | 指摘なし ・ 転落転倒防止措置「良」 | |
| | 直近の供給設備点検 | 実施年月日：平成 25 年 4 月 19 日 |
| | 指摘なし ・ 転落転倒防止措置「良」 | |

事例の類型

| | |
|--------------------|-----------------------|
| i 設置場所、置き方に係る問題 | iv 空き家における長期未使用等に係る問題 |
| ii 鉄鎖等の設置、掛け方に係る問題 | v 圧力調整器等の期限管理に係る問題 |
| iii 容器バルブ等の損傷に係る問題 | vi 避難所、ハザードエリア等に係る問題 |

【事例 16】

| | | | |
|--|------------|---|-------|
| 販売事業者 | ： 国監督 | 容器交換・点検事業者 | ： 国監督 |
| 事 例 の 内 容 | | | |
| <p>上から雪氷等の落下物のおそれがある場所に落下物を遮断できる保護板などの措置がないまま置かれている。</p> <p>※当局からの情報提供により、販売事業者はお客様の安全第一と考え改修する、としている。</p> | | | |
| 【事例の写真】 | | | |
| <p>落下物のおそれがある場所に設置する場合は、落下物防止措置を！</p> | | | |
| <p>落下物を遮断できる保護板などの措置が講じられていない。</p> | | <p>容器設置場所の上の換気扇カバーが破損している。</p> | |
|  | |  | |
| <p>住民によると、容器設置場所の上部壁面に設置されている換気口カバー（左側）の損壊について屋上の瓦屋根からの落雪によるものであると説明している。</p> | | | |
| 保安点検の実施状況 | 直近の容器交換時点検 | 実施年月日：平成 25 年 12 月 19 日 | |
| | 指摘なし | | |
| | 直近の供給設備点検 | 実施年月日：－ | |
| | 指摘なし | | |
| 事 例 の 類 型 | | | |
| i 設置場所、置き方に係る問題 | | iv 空き家における長期未使用等に係る問題 | |
| ii 鉄鎖等の設置、掛け方に係る問題 | | v 圧力調整器等の期限管理に係る問題 | |
| iii 容器バルブ等の損傷に係る問題 | | vi 避難所、ハザードエリア等に係る問題 | |

【事例 17】

| | | | |
|---|--|---|-------|
| 販売事業者 | ： 国監督 | 容器交換・点検事業者 | ： 国監督 |
| 事例の内容 | | | |
| <p>鉄鎖を容器バルブに掛けている。転落、転倒等防止のための鉄鎖が逆に容器バルブ損傷の原因となりかねない。</p> <p>高圧ホースの折損、切断によるLPガスの大量放出を未然に防ぐ「ガス放出防止型高圧ホース」が先進的に設置されているが、容器バルブ部分からのガス放出には同ホースも効果を発揮できない。</p> <p>※当局からの情報提供により、鉄鎖が容器の高さ3/4の位置に取り付けられ、改善された。</p> | | | |
| 【事例の写真】 | | | |
| <p>「ガス放出防止型高圧ホース」も容器バルブ損傷事故には効果なし！</p> | | | |
| <p>※1本での鎖掛けをする場合は、容器の高さの3/4の位置（災害対策マニュアル）</p> | | | |
|  | |  | |
| | |  | |
| | | <p>転倒時に鉄鎖が容器バルブを折損するおそれ（首吊り状態）</p> | |
| | | <p>ガス遮断箇所</p> | |
| 保安点検の実施状況 | 直近の容器交換時点検 | 実施年月日：平成 25 年 12 月 5 日 | |
| | <p>指摘なし ・ 転落転倒防止措置「良」 バルブ損傷防止措置「良」</p> <p>災害対策マニュアル、一般社団法人日本エルピーガス供給機器工業会パンフレットでもかねてより不適切事例として紹介されている事象であり、改善を促進する必要がある。</p> | | |
| | 直近の供給設備点検 | 実施年月日：平成 24 年 6 月 29 日 | |
| | 指摘なし | | |
| 事例の類型 | | | |
| i 設置場所、置き方に係る問題 | | iv 空き家における長期未使用等に係る問題 | |
| ii 鉄鎖等の設置、掛け方に係る問題 | | v 圧力調整器等の期限管理に係る問題 | |
| iii 容器バルブ等の損傷に係る問題 | | vi 避難所、ハザードエリア等に係る問題 | |

【事例 18】

| | | | |
|--|------------|----------------------------|-------|
| 販売事業者 | ： 国監督 | 容器交換・点検事業者 | ： 国監督 |
| 事例の内容 | | | |
| <p>20kg 容器（容器プロテクター付き）において、鉄鎖が容器バルブや高圧ホースの接続部に接触して掛けられおり、容器が地震等で揺れた場合には、鉄鎖が高圧ホース等に損傷を与えるおそれがある。</p> <p>【事例の写真】</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; text-align: center; margin: 10px auto; width: fit-content;"> <p>容器は1本ごとに鎖掛けすることが望ましい！</p> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;">  </div> <div style="text-align: center;">  </div> </div> <p>災害対策マニュアルでは、家屋の壁面等に接して容器1本ずつを吊るすように固定するものとされている。</p> <p>鉄鎖を、複数の容器の容器プロテクター開口部にまとめて通した場合、接触の可能性が高くなるとみられる。</p> | | | |
| 保安点検の実施状況 | 直近の容器交換時点検 | 実施年月日：平成 26 年 1 月 26 日 | |
| | 指摘なし | ・ 転落転倒防止措置「良」 バルブ損傷防止措置「良」 | |
| | 直近の供給設備点検 | 実施年月日：平成 25 年 3 月 7 日 | |
| | 指摘なし | ・ 転落転倒防止措置「良」 バルブ損傷防止措置「良」 | |
| 事例の類型 | | | |
| i 設置場所、置き方に係る問題 | | iv 空き家における長期未使用等に係る問題 | |
| ii 鉄鎖等の設置、掛け方に係る問題 | | v 圧力調整器等の期限管理に係る問題 | |
| iii 容器バルブ等の損傷に係る問題 | | vi 避難所、ハザードエリア等に係る問題 | |

【事例 19】

| | | | |
|--|------------|--|--|
| 販売事業者 : 地公体監督 | | 容器交換・点検事業者 : 国監督 | |
| 事例の内容 | | | |
| <p>欠落した鎖止め金具を修復しないまま、鉄鎖を供給設備である供給管に巻きつけている。容器スカートの一部が設置台からはみ出しており、地震動により移動し、台から転落する可能性も高く、その場合、供給管に荷重がかかり破損のおそれがある。</p> <p>販売事業者によると、自身及び容器交換を行う保安点検員もこのことが特に危険だとは思わなかったとしている。</p> <p>※当局からの情報提供により、販売事業者が鎖止め金具を改修し、改善された。</p> | | | |
| 【事例の写真】 | | | |
|  | | <p>鉄鎖は、転倒時の容器荷重から供給管破損を守るためのもの！</p> | |
| <p>容器スカートの一部がブロック台からはみ出している。</p> | | <p>鎖止め金具が欠落していたので、とりあえず容器交換（保安点検）職員が鉄鎖を供給管に巻きつけている。</p> <p>容器が転倒しかけた場合、供給管に荷重がかかり破損のおそれがあり危険である。</p> <p>容器交換職員は保安点検でも鎖止め金具の欠落を指摘していない。</p> | |
|  | |  | |
| 保安点検の実施状況 「技術上の基準」不適合のおそれ | 直近の容器交換時点検 | 実施年月日：平成 25 年 11 月 21 日 | |
| | 指摘なし | ・転落転倒防止措置「良」 | |
| | 直近の供給設備点検 | 実施年月日：平成 23 年 8 月 24 日 | |
| | 指摘なし | ・転落転倒防止措置「良」 | |
| 事例の類型 | | | |
| i 設置場所、置き方に係る問題 | | iv 空き家における長期未使用等に係る問題 | |
| ii 鉄鎖等の設置、掛け方に係る問題 | | v 圧力調整器等の期限管理に係る問題 | |
| iii 容器バルブ等の損傷に係る問題 | | vi 避難所、ハザードエリア等に係る問題 | |

【事例 20】

| | |
|---------------|------------------|
| 販売事業者 : 地公体監督 | 容器交換・点検事業者 : 国監督 |
|---------------|------------------|

事例の内容

7年以上空き家である消費者宅に、容器2本が、ほとんどガスが満杯の状態で見捨てられている。ねじガス栓は締まっているものの、容器2本のうち1本のバルブは開いたままであり、また、マイコンメーターについても遮断措置が行われていない。

当該消費者宅は、土砂災害警戒区域内にあり、容器は速やかに撤去される必要がある。
※当局からの情報提供により、販売事業者が容器を撤去し、改善された。

【事例の写真】

長期未使用容器を帳簿等で確認の上、速やかに撤去を！



(改善前)



(改善後)

販売事業者は現在、長期未使用容器の撤去に取り組んでいるが、「供給中の消費者宅の供給設備の管理は日常業務であるが、供給していない消費者宅の供給設備の管理が抜け落ちてしまうおそれがある。」としている。

| | | |
|-----------|-----------------------------|---------|
| 保安点検の実施状況 | 直近の容器交換時点検 | 実施年月日：－ |
| | 「実施なし」※容器設置後、容器交換を行わないまま閉栓。 | |
| | 直近の供給設備点検 | 実施年月日：－ |
| | 「実績なし」※容器設置後間もなく閉栓。 | |

事例の類型

| | |
|--------------------|-----------------------|
| i 設置場所、置き方に係る問題 | iv 空き家における長期未使用等に係る問題 |
| ii 鉄鎖等の設置、掛け方に係る問題 | v 圧力調整器等の期限管理に係る問題 |
| iii 容器バルブ等の損傷に係る問題 | vi 避難所、ハザードエリア等に係る問題 |

【事例 21】

| | | | |
|--|--|---|--|
| 販売事業者 : 国監督 | | 容器交換・点検事業者 : 国監督 | |
| 事例の内容 | | | |
| <p>容器2本が置かれたままとなっており、鉄鎖の錆が著しく、その錆が容器に付着している。マイコンメーターには「ガス止」との表示がある。</p> <p>なお、隣人によると、3年前から居住者はいないとのことである。</p> <p>※当局からの情報提供により、販売事業者が容器を撤去し、改善された。</p> | | | |
| 【事例の写真】 | | | |
| <p>やむを得ず一時販売中止した容器は、放置とならないよう確実な管理を！</p> | | | |
|  | |  | |
| | | マイコンメーターは「ガス止」の表示 | |
| <p>ガスの使用実績は、平成20年秋になくなっており、その一月後に閉栓している。消費先から契約解除の連絡がなく、また、ガス代金の売掛金残高があるため、閉栓後も容器を撤去せずに設置していた。</p> | | | |
| 保安点検の実施状況 | 直近の容器交換時点検 | 実施年月日：平成23年2月21日 | |
| | <p>指摘なし</p> <p>販売事業者は、自主点検として、近隣に伺う際は、腐食、盗難等がないか見るようにしていると述べているが、点検記録等はない。また、閉栓後も容器交換を行っている理由について、次の消費者（前入居者と無関係の者）の入居予定があった為、容器交換をしたが、結果的に入居しなかったためとしている。</p> | | |
| | 直近の供給設備点検 | <p>実施年月日：平成20年5月23日</p> <p>一時休止（平成20年12月16日）後は未実施</p> | |
| | 指摘なし | | |
| 事例の類型 | | | |
| i 設置場所、置き方に係る問題 | | iv 空き家における長期未使用等に係る問題 | |
| ii 鉄鎖等の設置、掛け方に係る問題 | | v 圧力調整器等の期限管理に係る問題 | |
| iii 容器バルブ等の損傷に係る問題 | | vi 避難所、ハザードエリア等に係る問題 | |

【事例 22】

| | | | |
|---|---|-----------------------|--|
| 販売事業者 : 地公体監督 | | 容器交換・点検事業者 : 国監督 | |
| 事例の内容 | | | |
| <p>家主が死亡し閉栓してから5年以上経過しており、容器の充てん期限や、調整器の交換推奨期限、マイコンメーターの検定有効期間も5年から12年超過しているなど設備の老朽化が著しい。お盆等に帰省した身内がLPガスを一時使用することに配慮して容器を含む供給設備を残している。</p> <p>保安点検も「平成18年11月5日不在未実施」の記録が残されているのみであり、それ以前から実施されていないとみられる。</p> | | | |
| <p>【事例の写真】</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; text-align: center; margin: 10px auto; width: fit-content;"> <p>やむを得ず一時販売中止した容器は、 放置とならないよう確実な管理を！</p> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-top: 20px;">  <div style="text-align: center;"> <p>容器の充てん期限が「平成20年9月」（5年前）、マイコンメーターの検定有効期間が「2001年」（12年前）で、調整器、低圧ホース（期限表示なし）を含め、設備は相当古い。</p> </div>   </div> | | | |
| 保安点検の実施状況 | 直近の容器交換時点検 | 実施年月日：不明 | |
| | 契約解除から5年以上経過しており、販売事業者に記録は残っていない。 | | |
| | 直近の供給設備点検 | 実施年月日：不明 | |
| | 販売事業者には、消費設備調査記録とみられる「平成18年11月5日不在未実施」との保安機関からの記録が残っているのみで供給設備点検記録は不明である。 | | |
| 事例の類型 | | | |
| i 設置場所、置き方に係る問題 | | iv 空き家における長期末使用等に係る問題 | |
| ii 鉄鎖等の設置、掛け方に係る問題 | | v 圧力調整器等の期限管理に係る問題 | |
| iii 容器バルブ等の損傷に係る問題 | | vi 避難所、ハザードエリア等に係る問題 | |




【事例 23】

| | | | |
|--|------------|---|---------|
| 販売事業者 | ： 地公体監督 | 容器交換・点検事業者 | ： 地公体監督 |
| 事例の内容 | | | |
| <p>容器が、水路に大きくはみ出し不安定な状態で2年近く空き家（兼店舗）に置かれたままとなっている。空き家であるため居住者による管理も不可能となっている。</p> <p>販売事業者（容器交換・点検事業者）は、「顧客を継続的に確保したい。過去には退去直後に入居したこともあって、契約解除後もガス残量のある容器を置いていた。」としている。</p> <p>※当局からの情報提供により、販売事業者が容器を撤去し、改善された。</p> | | | |
| 【事例の写真】 | | | |
| 販売契約を解除した貸家等の容器は速やかに撤去を！ | | | |
|  | |  | |
| <p>平成 24 年 3 月に入居者の退去に伴いガス販売契約が解除された後、約 2 年にわたり、容器が置かれたままとなっていた。</p> | | <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> 空き貸家の容器を撤去し 閉栓札を付けた良い例 </div>  | |
|  | | <p>設置台代わりに鉄板が敷かれてはいるものの、容器スカート径 27 cmのうち、半分以上の 14 cmが水路にはみ出しており、不安定となっている。</p> <p>閉栓後は、保安点検も実施されておらず、空き家であるため居住者による管理も不可能となっている。</p> | |
| 保安点検の実施状況 | 直近の容器交換時点検 | 実施年月日：平成 24 年 3 月契約解除以降、未実施 | |
| | — | | |
| | 直近の供給設備点検 | 実施年月日：平成 24 年 3 月契約解除以降、未実施 | |
| | — | | |
| 事例の類型 | | | |
| i 設置場所、置き方に係る問題 | | iv 空き家における長期末使用等に係る問題 | |
| ii 鉄鎖等の設置、掛け方に係る問題 | | v 圧力調整器等の期限管理に係る問題 | |
| iii 容器バルブ等の損傷に係る問題 | | vi 避難所、ハザードエリア等に係る問題 | |

【事例 24】

| | | | |
|---|--|--|-------|
| 販売事業者 | ： 不明 | 容器交換・点検事業者 | ： 国監督 |
| 事例の内容 | | | |
| <p>10年以上空き家である消費者宅に、容器2本が、ほとんどガスが満杯の状態で見捨てられている。 当該容器については、容器交換・点検事業者（容器記載事業者）に確認しても、販売事業者が判明せず、事故発生時等における責任の所在が不明なものとなっている。 ※当局からの情報提供により、容器交換・点検事業者が容器を撤去し、改善された。</p> | | | |
| <p>【事例の写真】</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; text-align: center;"> <p>洪水ハザードマップの浸水想定区域内の空き家に、 販売事業者不明のフル充てん容器が長期間放置！</p> </div> | | | |
|  | |  | |
| <p>ねじガス栓、容器2本のバルブは締まっていたものの、マイコンメーターの遮断措置は行われていない。</p> | | <p>マイコンメーターの検査有効期間は「2009年」</p> | |
| | |  | |
| | | <p>調整器の交換推奨期限は「2009年」</p> | |
| 保安点検の実施状況 | 直近の容器交換時点検 | 実施年月日：未実施 | |
| | 容器交換・点検事業者によると、マイコンメーターのガス使用量 (0.1 m ³) から、テストのみ行い、実際には使用しておらず、本事例については、容器交換は行っていないと説明。 | | |
| | 直近の供給設備点検 | 実施年月日：未実施 | |
| | 容器交換・点検事業者によると、マイコンメーターのガス使用量 (0.1 m ³) から、テストのみ行い実際には使用していないとのことであるため、供給設備点検実績無し（点検者は不明）。 | | |
| 事例の類型 | | | |
| i 設置場所、置き方に係る問題 | <input checked="" type="checkbox"/> iv 空き家における長期未使用等に係る問題 | | |
| ii 鉄鎖等の設置、掛け方に係る問題 | <input checked="" type="checkbox"/> v 圧力調整器等の期限管理に係る問題 | | |
| iii 容器バルブ等の損傷に係る問題 | vi 避難所、ハザードエリア等に係る問題 | | |

【事例 25】

| | | | |
|--|------------|-----------------------|-------|
| 販売事業者 | ： 国監督 | 容器交換・点検事業者 | ： 国監督 |
| 事例の内容 | | | |
| <p>容器が水平な場所に置かれておらず、傾いて設置されているが、その後の容器交換時点検において、保安機関が指摘し、水平に設置するように改善している。</p> <p>また、供給中の消費先であるが、2本のうち1本の容器は充てん期限が超過してから3年半が経過しており、錆が目立つ。</p> | | | |
| <p>【事例の写真】</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; text-align: center; margin: 10px auto; width: fit-content;"> <p>供給中の消費先であっても長期使用容器に注意を！</p> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: flex-start;"> <div style="text-align: center;">  </div> <div style="text-align: center;">  </div> <div style="text-align: center;">  </div> <div style="text-align: left; padding-left: 20px;"> <p>容器スカートの一部が突出した水路管理蓋に乗っているため、容器が家屋壁面に向かって倒れかかっている。</p> <p>容器の充てん期限は「平成22年5月」</p> </div> </div> <p>2本のうち、傾いている容器は充てん期限から3年半が超過しており、錆が目立つ（他方の容器の充てん期限は平成28年12月）。</p> <p>この理由について販売事業者は「使用量が少ない消費先だとこのようなことが起こる。気にはなっており、容器管理記録からピックアップすれば把握は可能だが、交換方針等はなく、特段の対応はできていない。」としている。</p> <p>なお、当局による調査後の容器交換時点検において、保安機関から指摘があり、容器が水平になるよう改修されるとともに、錆が目立つ老朽容器は新しいものに交換されている。</p> | | | |
| 保安点検の実施状況 | 直近の容器交換時点検 | 実施年月日：平成26年1月9日 | |
| | 指摘あり | ・転落転倒防止措置「否」 | |
| | 直近の供給設備点検 | 実施年月日：平成22年5月8日 | |
| | 指摘なし | ・転落転倒防止措置「良」 | |
| 事例の類型 | | | |
| i 設置場所、置き方に係る問題 | | iv 空き家における長期未使用等に係る問題 | |
| ii 鉄鎖等の設置、掛け方に係る問題 | | v 圧力調整器等の期限管理に係る問題 | |
| iii 容器バルブ等の損傷に係る問題 | | vi 避難所、ハザードエリア等に係る問題 | |

【事例 26】

| | | | |
|---|------------|---|---|
| 販売事業者 | ： 地公体監督 | 容器交換・点検事業者 | ： 地公体監督 |
| 事例の内容 | | | |
| <p>マイコンメーターの検定有効期間が約 13 年、圧力調整器の交換推奨期限が約 14 年半超過している。当該消費先に販売事業者は、自ら容器交換を行っているにもかかわらず、このことに気が付いていない上、供給設備に係る定期点検記録もなく、過去 4 年間に定期点検を行った記憶もないとしている。 ※当局からの情報提供により、供給設備の定期点検が行われ、マイコンメーター及び圧力調整器は新しいものに交換し、改善された。</p> | | | |
| 【事例の写真】 | | | |
|  <p>(改善前)</p> | | <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> 期限管理の推進を！ </div> | |
|  | |  <p>(改善後)</p> | |
| | |  <p>マイコンメーターの検定有効期間は「2000 年 5 月」</p> |  <p>調整器の交換推奨期限は「1999 年 6 月」</p> |
| 保安点検の実施状況 | 直近の容器交換時点検 | 実施年月日：平成 25 年 10 月 6 日 | |
| | 指摘なし | | |
| | 直近の供給設備点検 | 実施年月日：平成 26 年 2 月 20 日 (当局からの情報提供により実施) | |
| | 指摘なし | | |
| 事例の類型 | | | |
| i 設置場所、置き方に係る問題 | | iv 空き家における長期未使用等に係る問題 | |
| ii 鉄鎖等の設置、掛け方に係る問題 | | <input checked="" type="checkbox"/> v 圧力調整器等の期限管理に係る問題 | |
| iii 容器バルブ等の損傷に係る問題 | | vi 避難所、ハザードエリア等に係る問題 | |

【事例 27】

| | | | |
|---|--|------------------------|--|
| 販売事業者 : 地公体監督 | | 容器交換・点検事業者 : 地公体監督 | |
| 事例の内容 | | | |
| <p>マイコンメーターの検定有効期間を約 14 年超過して使用している。 販売事業者は、検定有効期間を過ぎたマイコンメーターがあることは認識しており、今後、順次、交換したいとしている。</p> | | | |
| <p>【事例の写真】</p> <div style="text-align: center; border: 1px solid black; padding: 10px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> 期限管理の推進を！ </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: flex-start; margin-top: 20px;"> <div style="text-align: center;">  </div> <div style="text-align: center;">  <p>マイコンメーターの検定有効期間は「1999 年」</p> </div> </div> <p>販売事業者は、「以前からマイコンメーターの検定有効期間が過ぎていたことは認識していたが、交換できていなかった。今後、順次、交換していきたい。」と説明している。</p> | | | |
| 保安点検の実施状況 | 直近の容器交換時点検 | 実施年月日：平成 26 年 2 月 13 日 | |
| | 容器交換時（又は検針時）に点検しているが、記録を残していない。 | | |
| | 直近の供給設備点検 | 実施年月日：平成 25 年 1 月 21 日 | |
| | 指摘あり ・連結管、調整器の期限及び、マイコンメーター検定有効期間超過 ・低圧ホース接続改善の指摘あり（その後の改善の取組はなし。） | | |
| 事例の類型 | | | |
| i 設置場所、置き方に係る問題 | | iv 空き家における長期未使用等に係る問題 | |
| ii 鉄鎖等の設置、掛け方に係る問題 | | v 圧力調整器等の期限管理に係る問題 | |
| iii 容器バルブ等の損傷に係る問題 | | vi 避難所、ハザードエリア等に係る問題 | |

【事例 28】

| | | | |
|---|----------------------|--|-------|
| 販売事業者 | ： 地公体監督 | 容器交換・点検事業者 | ： 国監督 |
| 事例の内容 | | | |
| <p>災害発生時には炊き出しが実施される公民館（避難所）において、検定有効期間又は交換推奨期限をそれぞれ 10 年以上過ぎたマイコンメーター及び圧力調整器が設置されている。</p> | | | |
| <p>【事例の写真】</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; text-align: center; margin: 10px auto; width: fit-content;"> <p>避難所（集会所）の供給設備も期限管理の推進を！</p> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-top: 10px;">    </div> <p>津波時浸水想定区域の付近で避難所に指定されている公民館（市教育委員会が設置）には、別館として調理実習室があり、コンロ用などに容器等の供給設備が設置されている。同室では災害発生時には炊き出しが実施されることとなっているが、マイコンメーターの検定有効期間は「2001 年」、調整器の交換推奨期限は「1999 年 6 月」であり、いずれも 10 年以上過ぎたものとなっている。</p> | | | |
| 保安点検の実施状況 | 直近の容器交換時点検 | 実施年月日：平成 25 年 12 月 19 日 | |
| | 指摘なし（期限管理は点検項目ではない。） | | |
| | 直近の供給設備点検 | 実施年月日：未把握 | |
| | 未把握 | | |
| 事例の類型 | | | |
| i 設置場所、置き方に係る問題 | | iv 空き家における長期未使用等に係る問題 | |
| ii 鉄鎖等の設置、掛け方に係る問題 | | <input checked="" type="checkbox"/> v 圧力調整器等の期限管理に係る問題 | |
| iii 容器バルブ等の損傷に係る問題 | | <input checked="" type="checkbox"/> vi 避難所、ハザードエリア等に係る問題 | |

【事例 29】

| | | | |
|---|---|--|---|
| 販売事業者 | ： 地公体監督 | 容器交換・点検事業者 | ： 国監督 |
| 事例の内容 | | | |
| <p>地域の半分が土砂災害警戒区域に指定されている山間の集落で販売事業を独占する事業者が期限管理を行っておらず、検定有効期間を過ぎたマイコンメーター、交換推奨期限を過ぎた圧力調整器及び高圧ホースが多数設置されている。</p> | | | |
| <p>【事例の写真】</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; text-align: center;"> <p>ハザードマップの収集！ ハザードエリアにおける期限管理の推進を！</p> </div> | | | |
|  <p style="color: red; text-align: center;">集落イメージ (加工済み)</p> | <p>保安点検において指摘を受けているものの、交換するよりも期限が過ぎるペースが速く、多くの期限超過の供給設備が設置されたままとなっている。</p> <p>当販売事業者では、マイコンメーターを2か月に6か所のペースで交換し、調整器を圧力測定結果が「否」であるか、目視にて割れ等が確認した場合に交換している。</p> | | |
| | <p>平成 25 年 9 月 台風 18 号時も避難指示が発令</p> | | |
| <p>マイコンメーターの検定有効期間超過 12 件中 7 件！</p> | | <p>圧力調整器の交換推奨期限超過 12 件中 9 件！</p> | |
| <p>マイコンメーターの有効期間は「2002 年」</p> | | <p>調整器の期限は「2003 年 6 月」</p> | <p>高圧ホースの期限は「1990 年」</p> |
|  |  |  |  |
| 保安点検の実施状況 | 直近の容器交換時点検 | 実施年月日：平成 25 年 11 月 16 日～12 月 15 日 | |
| | 指摘なし（期限管理は点検項目ではない。） | | |
| | 直近の供給設備点検 | 実施年月日：平成 25 年 12 月 2 日～18 日 | |
| | 指摘あり ・マイコンメーター検定有効期間超過 | | |
| 事例の類型 | | | |
| i 設置場所、置き方に係る問題 | | iv 空き家における長期未使用等に係る問題 | |
| ii 鉄鎖等の設置、掛け方に係る問題 | | <input checked="" type="checkbox"/> v 圧力調整器等の期限管理に係る問題 | |
| iii 容器バルブ等の損傷に係る問題 | | <input checked="" type="checkbox"/> vi 避難所、ハザードエリア等に係る問題 | |

【事例 30】

| | |
|--|------------------|
| 販売事業者 : 地公体監督 | 容器交換・点検事業者 : 国監督 |
| 事例の内容 | |
| <p>LPガスの使用量が少ない集会所であり、容器交換の頻度が低く、充てん期限から6年以上経過した容器が置かれている。</p> <p>調査した避難所に指定されている集会所17か所のうち6か所において充てん期限超過の容器が置かれていた。</p> | |

避難所（集会所）17か所のうち6か所の容器が充てん期限超過！

【事例の写真】



2本のうち1本の充てん期限は「平成19年6月」



販売事業者は、「2か月連続して使用量が極めて少ない消費先については、コンピュータで抽出が可能なので、配送員が、盗難や異常がないか、付近配送の際にチェックするよう努めてはいるが、繁忙期には交換不要の消費先まで巡視できていない。春以降の閑散期に長期使用の容器を一斉点検したい。」としている。

| | | |
|--------------------|--|------------------|
| 保安点検の実施状況 | 直近の容器交換時点検 | 実施年月日：平成25年8月14日 |
| | 指摘なし | |
| | 直近の供給設備点検 | 実施年月日：平成23年7月24日 |
| | 指摘なし | |
| 事例の類型 | | |
| i 設置場所、置き方に係る問題 | iv 空き家における長期未使用等に係る問題 | |
| ii 鉄鎖等の設置、掛け方に係る問題 | <input checked="" type="checkbox"/> v 圧力調整器等の期限管理に係る問題 | |
| iii 容器バルブ等の損傷に係る問題 | <input checked="" type="checkbox"/> vi 避難所、ハザードエリア等に係る問題 | |